

大阪市後援名義使用承認事業報告書

令和元年 11 月 11 日

大阪市長 様

(代表者住所) 大阪市西淀川区野里 2-16-24

(団体名) 少年犯罪被害当事者の会

代表 武 るり子 (印)

(電話番号 06-6478-1488)

平成 31 年 2 月 12 日付けで後援名義使用承認をいただきました事業が次のとおり終了しましたので、報告します。

記

- 1 行事名 『少年犯罪被害当事者の会シンポジウム
「第 21 回 W i L L ～もうひとつのこどもの日～」』
- 2 実施期間 令和元年 10 月 13 日 (日) 午後 1 時～5 時
- 3 実施場所 大阪市立西区民センター
- 4 主 催 少年犯罪被害当事者の会
- 5 協力 大阪被害者支援アドボカシーセンター、
(社) 京都犯罪被害者支援センター
- 6 後 援 大阪市
大阪府 (「令和元年度大阪府犯罪被害者等支援社会づくり活動事業」)
- 7 事業の概要 (テーマ) 再び、被害者が望む「更生」について考える
～刑事年齢 18 歳引下げ議論の中で～

第一部 ○少年犯罪で殺された子供たちの追悼

第二部 ○ディスカッション
○支援センター及び学生スタッフの紹介
○黙祷 : 献花

8 事業の成果

○ 参加者 263 人

○ 報道機関

産経新聞、朝日新聞、読売新聞、京都新聞、長崎新聞、読売テレビ、関西テレビ、テレビ大阪、毎日放送

一部は、壇上に 24 人の子供たちの写真を飾り、事件紹介をしました。

一年に一回だけでも「WiLL」の場所で忘れられたこども達の事を思いながら、その思いをみんなまで共有する時間を過ごすことが出来た。

二部では、今年のテーマ、再び、被害者が望む「更生」について考える～刑事年齢 18 歳引下げ議論の中で～についてディスカッションを行った。

遺族からは、加害者から謝罪がないこと、そして被害者が辛い思いをしながら行動を起こさないと加害少年から被害弁償もない現状、反省がないまま出所しているため怖い思いをしていること等を話した。矯正教育の在り方を問う事が出来た。

職親プロジェクトで加害少年を受け入れている会社社長は、刑務所や少年院で職業訓練を受けてもその職に就く子は 1 パーセント以下等の現状を話した。

少年の更生支援に 20 年以上関わってきた弁護士は年齢引下げは、慎重に議論をすることが必要だと話した。

参加をしている関係者や一般の人たちに考えてもらう機会になった。

会場の参加者も一般の人、関係者等、広がってきている。若い参加者も増え、年齢の幅も広がってきている。重たい話だとか、難しい問題だと感じられてしましますが、少しでも関心を持ってもらう事で、命の大切さにもつながり、いじめはしない、暴力を起こしてはいけないという事を知ってもらいたい。そして、その事が、私たちの目指すこれ以上子供達を被害者にも加害者にもしない事につながると思う。当事者とそうではない人の距離を少しでもなくしていくために、これからも焦らずおごらず話し続けていく場所「WiLL」でありたい。

9 添付書類

- ・収支決算書
- ・チラシ（配布資料）